

南企第162号
令和3年6月7日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

南種子町長 小園 裕康

「馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価方法書」に対する環境の
保全の見地からの意見について（回答）

令和3年5月6日付け環林第56-3号で照会のあった標記について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 総括的事項

(1) 本方法書においては係留施設等の詳細な事業計画が示されておらず、このままこの方法書に基づき、調査、予測、及び評価を実施した場合、自然環境や生活環境の保全が適切に行われるのか懸念される。

このため、環境影響評価の実施にあたっては、まず具体的な事業計画を策定、明示した上で、環境評価項目の選定ならびに当該項目に関する調査、予測及び評価の手法を見直すこと。

(2) 本事業計画の推進にあたっては、周辺の環境の保全に最大限配慮し、事業実施区域周辺の地域住民、自治体及び関係者の理解を得ること。

2. 個別的事項

(1) 大気質について

環境影響の予測地域における窒素酸化物・浮遊粒子状物質・硫黄酸化物・粉じん等について、住民生活等に影響が及ぶことのないよう、十分な低減が図られるように検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(2) 騒音、振動及び低周波音について

ア 環境影響の予測地域においては住宅が点在しており、騒音、振動及び低周波音による影響が懸念されることから、工事の施工、工事用資材の輸送や供用時の騒音等が地域住民の生活に影響が及ぶことのないよう、十分な低減が図られるように検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

イ 騒音及び低周波音の聞こえ方は、立地環境や住民環境で異なることから、過去の被害事例等も調査し、予測及び評価を行うこと。

(3) 水環境について

事業実施による造成や関係工事、建設機械の稼働に伴い水質の悪化や濁水の発生、流出が懸念されることから、適切な維持管理等環境保全措置を検討すること。

港湾施設の存在に伴う対象事業実施区域周辺海域の流れの変化について、影響を的確に把握し、予測及び評価を行うこと。

(4) 電波障害について

FCLPの飛行により、テレビ電波の受信における電波障害が懸念されることから、地域住民の生活に影響が及ぶことのないように、十分な低減が図られるように検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(5) 動植物・生態系について

ア 対象事業実施区域の陸域には多種多様な動植物が生育しており、建設工事や事業の実施により生育域等への影響が懸念されることから、生育地に係る影響を的確に把握し、国内等の事例や専門家等の知見を踏まえ対策を講じること。

イ 対象事業実施区域周辺の海域には多種多様な動植物が生育しており、建設工事や事業の実施により生育域等への影響が懸念されることから、生育地及び海域に係る影響を的確に把握し、国内等の事例や専門家等の知見を踏まえ対策を講じること。

(6) 景観について

景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握し、フォトモンタージュ法等により予測及び評価を行い、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場について

人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合い活動の場に係る環境影響を的確に把握し予測及び評価を行い、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(8) 廃棄物等について

対象事業に係る造成計画、施設計画等から、廃棄物の種類及び量並びにその処理等についての的確に把握し予測及び評価を行い、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(9) 温室効果ガス等について

対象事業に係る工事中及び存在・供用時の二酸化炭素の排出係数及びエネルギー消費効率に係る原単位等を的確に把握し予測及び評価を行い、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(10) その他

- ア 調査及び予測の結果並びに環境保全措置を検討した場合には、その結果を踏まえ対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶ恐れがある影響を専門家等の知見を踏まえ実行可能な範囲で回避、又は低減し、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮を適正に講じること。
- イ 住民等に丁寧な説明を行い、理解促進及び情報開示に努めること。
- ウ 本事業の実施により、住民生活に支障が生じることのないようにすること。

担当 鹿児島県南種子町役場企画課 稲子 TEL 0997-26-1111 (170) FAX 0997-26-1116 E-Mail kikaku1@town.minamitane.lg.jp
--